

IMO第47回防火小委員会(FP47)の結果について

平成15年2月10日から14日までロンドンの国際海事機関(IMO)本部において第47回防火小委員会(議長：海上技術安全研究所 吉田公一統括研究副主幹)が開催されたところ、主な審議結果は、以下のとおり。

1 . SOLAS条約第II-2章(含むFTPコード、FSSコード)の統一解釈(議題3)

(1) 非常脱出用呼吸具(EEBD)

非常脱出用呼吸具を設置すべき場所及び数について、MSC75にスウェーデンから提案されていた案をベースに検討が行われた。

結果として、例えば、貨物船の居住区域には2個(更に予備を1個)、主推進器を有する機関区域には、制御室に1個、作業場に1個、各甲板の非常用脱出手段の付近に1個備え付ける等の解釈が合意され、本年5月から6月にかけて開催されるMSC77に承認のため提出されることとなった。この解釈は、本年7月1日以降に建造される船舶に適用される予定。

(2) 局所消火装置

局所消火装置により保護すべき場所の規定の解釈が各国によって異なっていること、及びその承認のための試験方法が従来のスプリンクラ装置の試験方法を参考に作成されていて必ずしも局所消火装置に適していない規定があることから、我が国提案に基づき、今次会合において検討が行われた。

保護すべき場所の解釈については、各国の意見が分かれたため合意に至らず、次回会合であらためて検討することとなったが、試験方法については、ノズルの方向を実際に設置する方向とする等の我が国の主張を採り入れた統一解釈案が作成され、MSC77に承認のため提出されることとなった。

2 . 火災安全システムの性能試験及び承認基準(議題8)

スプリンクラ装置、火災探知・警報装置等の火災安全システムに関する性能試験及び承認基準について、総合的な見直しを開始したところであるが、今次会合においては、機関区域の火災安全システムから見直しを始めることが合意され、次回会合で、性能基準の見直しを最終化すべく、CG(Correspondence Group)で引き続き検討することとなった。

3 . その他

(1) 部分風雨密ハッチカバーを有するコンテナ船の消防設備

部分風雨密のハッチカバーを有するコンテナ船においては、これまで基準が存在していなかったため、防火小委員会では、コンテナ船の開口部からの漏洩を考慮し、貨物倉の消火用ガスの容量をどの程度増量するかについて検討が行われてきた。

今次会合に、我が国から、海上技術安全研究所の検討結果に基づき、船体運動を考慮して密度差により隙間から漏洩するとの考え方から導かれた式により決定される容量を増加させることを提案していたところ、この提案が認められ、この案を反映したガイドライン案がMSC77に承認のため提出されることとなった(2004年1月1日を想定以降に建造される船舶に適用予定)。

(2) 火災制御図に用いる記号に関する総会決議の改正

船舶に備え付けられる火災制御図に用いられる記号については、これまで、第16回IMO総会において採択された決議に含まれているものが使用されてきたが、国際標準機構(ISO)による最近の見直しが行われており、これを反映した新たな総会決議案が作成され、MSC77に提出されることとなった。(次回総会は、本年11月を予定。)

なお、決議案においては、現存船の火災制御図には、従来の記号を用いることができることとなっている。